

募 集 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 業務内容

法律問題の鑑定等を行う顧問弁護士の業務

2. 応募者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県弁護士会に所属する弁護士で、高松市に事務所を有すること。

3. 業務の概要に関する事項

(1) 弁護士の業務

四国財務局と年間を通じた顧問契約を締結し、顧問外の相談より優先的に対応できる体制を確保するとともに、四国財務局が所掌する業務の実施にあたり法律的疑義が生じた場合には、弁護士として面接又は文書により鑑定等を行うこと。

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 契約条項等を示す場所

〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館
四国財務局管財部審理課 電話(087)811-7780(内線432)

5. 応募に必要な書類の交付期間及び交付場所並びに申込期間及び申込場所

(1) 交付期間並びに申込期間

令和6年2月2日(金)から令和6年2月20日(火)(ただし、土曜、日曜、祝日等の庁舎閉庁日を除く。)
9時から12時及び13時から17時(申込みについては、最終日(2月20日)17時必着までとする。)

(2) 交付場所並びに申込場所

上記4に同じ。

6. 応募要領

応募する者は、上記5で交付を受けた「(1)法律問題の鑑定等を行う顧問弁護士の業務申込書(以下、「申込書」という。)」に(2)及び(3)の書類を添付のうえ、上記5の申込期間中に持参又は郵送の方法により、上記5の申込場所に提出すること。

(1) 申込書(別紙様式1)

(2) 見積書(別紙様式2) ※下記(3)とは別の封筒に入れ密封すること。

(3) 企画書(別紙様式3) ※以下のイからトにより作成し、上記(2)とは別の封筒に入れ密封すること。

イ 法律事務所等概要書(別紙様式3-1)

ロ 法律事務所等業務概況書(別紙様式3-2)

ハ 業務実績(別紙様式3-3)

ニ 代表弁護士及び専任弁護士(予定者)の経歴等(別紙様式3-4)

ホ 代表弁護士及び専任弁護士(予定者)の業務実績(別紙様式3-5)

ヘ 業務実施体制(別紙様式3-6)

ト その他の事項(別紙様式3-7)

7. 申込書の無効

上記2に示した応募者に必要な資格のない者の申込書は無効とする。

8. 選考

(1) 申込期間経過後、提出された見積書を開封のうえ、見積価格が四国財務局の予定する価格を上回っている者は、その時点で失格とする。また、書類に不備があった者、虚偽の記載を行った者についても失格とする。

(2) 見積価格が四国財務局の予定する価格以下の者について、提出された企画書及び面接によって、法律事務所等の業務実績・有資格者数・営業年数及び所属弁護士の経験年数、専任弁護士の業務実績、国有財産行政に関する諸法令に関与した経験及びそれを踏まえた法律問題の鑑定等業務への取り組み方針、業務遂行能力、その他特筆すべき点について審査し、面接のうえ最も優秀な者を契約相手方として決定する。

なお、面接日程については個別に電話連絡する。

9. その他

(1) 契約締結にあたっては、契約書を作成する。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 申込み及び契約に要した費用は、応募者の負担とする。

(4) 業務の内容、その他不明点については、上記4に照会すること。

以上公告する。

令和6年2月2日

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長 榎本 隆